

港区立公共駐車場の管理運営に関する年度協定書

(令和 3 年度)

港区(以下「甲」という。)とタイムズ24株式会社・タイムズサービス株式会社グループ(以下「乙」という。)とは、平成31年4月1日に、港区立公共駐車場(以下「本施設」という。)の管理運営に関して締結した「港区立公共駐車場の管理運営に関する基本協定書」(以下「基本協定」という。)に基づき、本施設の管理運営に係る年度協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、本施設の管理運営業務(以下「本業務」という。)の各年度の業務内容及び本業務の実施で得た利用料金の収入に対し乙が甲に支払う納付金について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定の期間)

第2条 本協定の有効期間は、令和 3 年4月1日から令和 4 年3月31日までとする。

(業務内容)

第3条 令和 3 年度の業務内容は、基本協定第9条に定めるとおりとする。

(事業等の利用料金)

第4条 基本協定第31条第1項に規定する事業等の利用料金の額は、基本協定第2条に規定する公共性の趣旨を尊重し、定めることとする。

2 乙は、前項の目的を達するため、周辺駐車場の利用料金等を調査し、その結果を半期ごとに甲に報告するものとする。

3 乙は、利用料金の額が基本協定第2条に規定する公共性の趣旨を著しく損なっている場合は、基本協定第31条第2項の規定に基づき、利用料金の改定を甲に申請することができる。

4 前項による場合、利用料金を改定できる回数は年間2回以内とする。

(納付金の額)

第5条 基本協定第33条第2項に規定する納付金の額は、年額155, 210, 000円(消費税を含む。)とする。

2 乙は、本業務で得た利用料金の収入が、年額338, 442, 000円(消費税を含

む。)を超えた場合は、その超過した額の70パーセントに相当する額を甲に支払うものとする。

(納付金の支払)

第6条 納付金は、四半期ごとに、甲が指定する日までに乙が支払うものとする。ただし、基本協定第34条の規定により納付金の額を変更した場合は、甲乙協議の上、これを変更するものとする。

2 前項に定める四半期ごとの納付金の支払い額は、次のとおりとする。

(支払の内訳)

対象期間	支払い額
第1四半期	38,802,500円
第2四半期	38,802,500円
第3四半期	38,802,500円
第4四半期	38,802,500円
合計	155,210,000円

3 乙は、前項の納付金について、適正な請求があったときは、請求のあった日から30日以内に甲に納付するものとする。ただし、前条第2項及び第4四半期の納付金については、基本協定第26条第3項に規定する業務実績報告書の提出日から15日以内に、その額を甲に納付しなければならない。

4 甲は、前項の期間内に第1項及び前条第2項で定める支払金額を支払わないときは、乙に対し、支払期限の翌日から支払をした日までの日数に応じ、支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率と同率(年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。)を乗じて計算した額を遅延利息として支払うものとする。

(納付金の清算)

第7条 乙は、第5条に規定する納付金から次に掲げるものを控除することができる。

- (1)本施設の全部または一部が、乙の責に帰さない理由により利用できない場合で、甲乙協議の上、甲がやむを得ないと認める額。
- (2)本業務において、乙の責に帰さない理由により施設の運営に支障を来すおそれのある場合で、甲乙協議の上、甲がやむを得ないと認める額。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 東京都港区芝公園一丁目5番25号
港区
港区長 武井雅昭 ⑩

乙 東京都品川区西五反田二丁目20番4号
タイムズ24株式会社
・タイムズサービス株式会社グループ
代表団体 タイムズ24株式会社
代表取締役 西川光一 ⑩